

施設等利用費【預かり保育料等】請求の案内

令和4年度に利用した幼稚園での預かり保育に要した費用について、以下により申請を行っていただきますようお願いいたします。（一部の幼稚園は、認可外施設等を併用した費用も含まれます。）

1. 対象者

松戸市から施設等利用給付2号認定若しくは3号認定を受けている方で、幼稚園の預かり保育を利用した方（一部の幼稚園は、認可外施設等を併用した費用も含む）

2. 請求対象となる期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※施設等利用給付2号認定若しくは3号認定を受け受けていない期間は、請求の対象外となりますのでご注意ください。

3. 請求方法

下記の申請書類を、**幼稚園が指定する回収日まで**に、幼稚園へ提出してください。

（幼稚園から松戸市への提出期限は令和5年4月7日（金）です。）

※提出が遅れた場合や記載内容に不備があった場合、お支払いができない場合があります。

①施設等利用費請求書

申請者は「認定保護者」となります。必ずご確認ください。

自署でない場合は、施設等利用給付認定保護者（請求者）の欄に**押印**してください。

「書き損じ」は二重線で消した後、訂正印（請求者）を押印してください。

消せるボールペンや、修正テープの使用はしないでください。

②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼支援提供証明書

幼稚園から発行される書類です。記載内容に誤りがあった場合、証明者である幼稚園での訂正が必要です。

③認可外施設等を併用された場合

認可外施設等が発行した領収書兼支援提供証明書が必要です。書類の取得については、利用した認可外施設等に直接お問合せください。

4. 助成対象について

国が定めた無償化制度である「施設等利用費(預かり保育分)」による助成となります。補助対象は以下をご確認ください。

補助対象の幼稚園について

預かり保育の補助を受けるためには、在籍している幼稚園が無償化対象園である必要があります。在籍している幼稚園にご確認いただくか、幼稚園の所在地がある自治体へご確認ください。松戸市内の幼稚園については、松戸市ホームページから確認することができます。



松戸市内幼稚園一覧

認可外施設等を併用した場合の補助について

幼稚園に在籍する場合、原則として在籍する幼稚園が実施する預かり保育のみが施設等利用費の対象となり、他の保育サービスを併用してもその利用料は補助の対象とはなりません。

ただし、預かり保育の実施時間が基準に満たない幼稚園に在園する場合には認可外保育施設等の利用料も施設等利用費の対象となります。

併用可能な幼稚園については、幼稚園の所在地がある自治体へご確認ください。松戸市内の幼稚園については、松戸市ホームページから確認することができます。



松戸市内幼稚園一覧

同様に、併用した場合に補助の対象となる認可外施設等についても松戸市ホームページ又は所在地の自治体へご確認ください。



認可外保育施設等の
無償化について

5. 助成額について

ひと月あたりの補助上限額について

○施設等利用費(預かり保育分)について

1日あたり 450 円×預かり保育を利用した日数

(上限額：2号認定 11,300 円、3号認定 16,300 円)

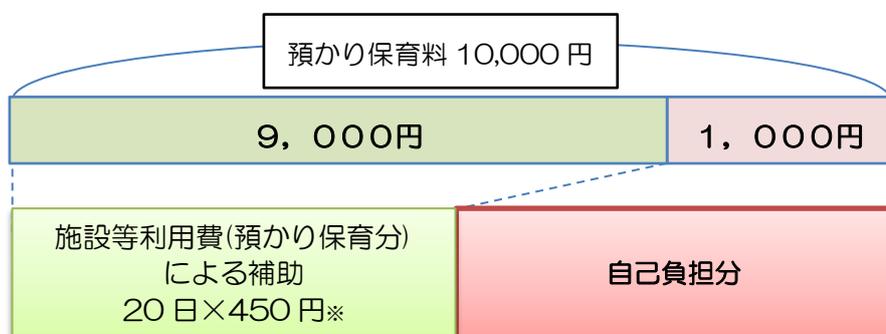
対象経費について

預かり保育を利用した際に負担した保育料。

ただし、日用品、教材費、おやつ代、施設整備費等は補助の対象外です。また、キャンセル料やお迎え予定時間に遅れたことにより課させる追加料金等についても対象外となります。

具体的な計算例

・預かり保育を 20 日/月利用し、預かり保育料が 10,000 円であった場合



※2号認定は月額上限 11,300 円、3号認定は月額上限 16,300 円となります。

認可外保育施設等を併用した場合、併用可能な幼稚園に在籍している場合に限り、月額を上限額まで補助を行うことができます。

・上記の例に追加して、認可外施設等を 5,000 円併用利用した場合

11,300 円(補助上限額)-9,000 円(預かり保育に対する補助額)=2,300 円(補助上限までの額)

5,000 円-2,300 円= **自己負担 2,700 円**

(2号認定の場合。3号認定の場合は上限額に達しないため自己負担なし)

6. 給付決定について

令和 5 年 5 月中旬までに決定通知書を認定保護者宛てに通知します。

給付金については令和 5 年 5 月末に振り込みを予定しております。

(お問合せ先)

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5

松戸市役所 子ども部幼児教育課

TEL 047-701-5126